

前橋市 LINE 公式アカウント情報配信サービスシステム構築及び運用・保守業務に係る公募型プロポーザル実施要領

前橋市 LINE 公式アカウント情報配信サービスシステム構築及び運用・保守業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

行政情報を必要とする住民に適切に配信するとともに、チャットボットを活用した問い合わせ対応により、住民の利便性向上と職員の問い合わせ対応を軽減するほか、LINE を強力な情報発信媒体とするため、メッセージアプリ「LINE」を活用した情報配信サービスシステム（以下「システム」という。）を導入する。

2 業務の内容・概要

- (1) 業務名 前橋市 LINE 公式アカウント情報配信サービスシステム構築及び運用・保守業務
- (2) 業務内容 業務内容の詳細は、別紙仕様書を参照ください。

3 予算額

1, 808, 250 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を予算の上限額とします。

4 契約期間・履行期間

- ①LINE 公式アカウント情報配信サービスシステム構築
契約締結日から運用開始日前日まで
- ②LINE 公式アカウント情報配信サービスシステム保守・運用
運用開始日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 前橋市暴力団排除条例（平成 23 年前橋市条例第 38 号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第 2 条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第 2 条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和7年8月1日（金）
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和7年8月1日（金）
質問受付期間	令和7年8月1日（金） ～令和7年8月13日（水）
質問書への回答期限	令和7年8月19日（火）
提出書類受付期限	令和7年8月25日（月）17時必着
Web 審査	令和7年8月28日（木）
審査結果通知書の発送	令和7年8月29日（金）
契約締結、業務開始	令和7年8月下旬以降
リリース予定日	令和7年11月1日（土）

7 質問受付及び回答

質問受付期間	令和7年8月1日（金）から令和7年8月13日（水）まで
質問様式	別紙質問書様式
提出方法	メールで提出してください。
提出先	要領中15番に明記
回答方法	8月19日（日）までに（応募のあった事業者すべてにメールで回答するとともに、）前橋市ホームページに掲載します。

8 申請の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり提出してください。

(1) 応募申請書等について

- ① 受付期間 令和7年8月1日（金）から8月25日（月）17時まで（必着）
- ② 提出方法 持参又は郵送（一般書留・簡易書留）による
- ③ 応募申請書 別紙様式8部
- ④ 提出書類
 - (ア) 応募申請書
 - (イ) 業務実施体制申告書
 - (ウ) 誓約書
 - (エ) 見積書
※見積金額内訳明細書（任意様式）を添付すること。初期構築費用や月額費用を明記し、消費税額を加算しないこと。
 - (オ) 契約書の写し
 - (カ) 登記事項証明書（現在事項証明又は履歴事項証明書）

(キ) 直近（2カ年度分）の決算に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書など）

(ク) 納税証明書（①国税、②本店所在地における都道府県税及び③市町村税）

※支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）

(ケ) 企画提案書

※以下の内容に基き作成、様式は自由とする。ただし、サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をすること。（綴じ方は問いません）

※以下の内容を記載すること

●会社情報

会社概要、地方公共団体への納入実績について、以下の点を踏まえて記述すること。

①会社概要 ②提案内容と同様または類似の業務実績

●本業務に対する取り組み

本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め主要なポイントを記述すること。

①基本的な考え方、事業への理解 ②業務スケジュール ③導入体制・運用体制

④運用開始までの支援 ⑤セキュリティ対策

●基本機能

以下の機能について、活用の具体例も示した記述をすること。

①チャットボット ②セグメント配信 ③アンケート ④通報 ⑤リッチメニュー

⑥フォロー

●独自提案

①子育て機能の充実施策 ②友だち登録者増加施策

他に、仕様書に定めのない事項で、本市に適すると思われる機能等の提案があれば記述すること。

●運用・保守業務

①職員からの問い合わせ対応 ②アクセス状況などの情報分析

(2) 提出書類の取り扱い

①記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

②提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

③費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

④公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

⑤資料の取扱い

市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用することや内容を提示することを禁じます。

9 審査

提出された書類に基づき、企画提案に関するプレゼンテーションによる web 審査を実施し、その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を、契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) web 審査

①日時

令和 7 年 8 月 28 日（木）午前

※詳細日時や URL は後日メールで連絡します。

※プレゼンテーション順は申込順とします。

※プレゼンテーション時間は 20 分・質疑応答 10 分・合計 30 分

※web 審査に参加可能な人数の上限は 3 人です。

②審査結果発送 令和 7 年 8 月 29 日（金）

審査を受けた事業者すべてに連絡するとともに、本市ホームページで公表します。

(2) 選定審査委員会

選定に当たっては、選定審査委員会を設置。次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(3) 選定基準

①事業の理念及び仕様書（案）に基づく運営が図られるか。

②事業の運営を安定的に行うことができる能力を有し、意欲があるか。

なお、次に該当する応募は失格とします。

- ・ 資格要件を欠くもの
- ・ 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ・ 見積金額が要領 3 に記載の予算上限額を超える場合
- ・ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ・ その他選定に係る不正行為があったもの

(4) 契約候補者の決定方法

①提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を（又は、総合得点が最も高い者を）契約候補者（優先交渉者）として選定する。

②契約候補者となることができる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

③提案者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての提案者に文書により通知するとともに、前橋市ホームページにおいて公表します。時期は、令和7年8月29日（金）以降を予定しています。

(6) その他留意事項

①応募団体に関する実地調査

選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。

②選定審査委員との接触

応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。

10 契約

(1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。

(2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。

(3) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は前橋市に帰属します。

(4) 契約保証金 有り

11 別添資料等

(1) 前橋市 LINE 公式アカウント情報配信サービスシステム構築及び運用・保守業務仕様書

(2) 応募申請書

(3) 業務体制実施報告書

(4) 誓約書

(5) 見積書

(6) 質問票

(7) 辞退届

12 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市未来創造部広報ブランド戦略課広報係

担当 岡田

電話 027-898-6642

FAX 027-224-1288

Email : koho@city.maebashi.gunma.jp